

■ ライセンスの扱いについて

- オープンデータ化の方法について
 - 東京都3Dデジタルマップをオープンデータ化する際のライセンスのあり方について検討が必要
 - CC-BY以外も含め、色々なユースケースを見ながら柔軟にオープンデータのライセンスを組み合わせたい形（デュアルライセンス）の検討が必要【第2回WG 古橋委員】
 - CC-BY 4.0だけでは足りないとの社会認識が増えてきている。デュアルライセンス化を急いだほうがよい【第5回WG 古橋委員】
- 国土交通省 Project PLATEAUにおけるライセンスの扱い
 - 政府標準利用規約（第2.0版）に準拠
 - 国が著作権者である著作物については、国において、どのような利用条件でデータを公開するかを決定できることから、広く二次利用を認める（著作権以外の具体的かつ合理的な根拠に基づき二次利用を制限する場合を除き、制約なく二次利用を認める）
 - クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表示4.0国際との互換性
 - CC BY に規定される著作権利用許諾条件と互換性があり、CC BYに従うことでも利用可能
 - ODC BY又はODbLでの利用について
 - 政府標準利用規約に、利用者がOpen Data CommonsによるODC BY 又は ODbL での利用を希望する場合に、それを妨げるものではないことが付記されている

■ CC BY と ODbL の違い

- CC BY
 - **著作権に対するライセンス**
 - データの著作者の情報のみ表示が必要となる。改変、商用利用、再配布が可能
 - データを利用した二次著作物へのプロテクションが不可
 - 採用事例：
 - Project PLATEAU
 - 地理院地図（ほか）
 - ODbL
 - **データベース権に対するライセンス**
 - データベースのコピー・配布・使用・変更・変換・構築が可能
 - データを利用した二次著作物へのコピーライト・プロテクションが可能
 - 採用事例：
 - OpenStreetMap
 - MERIT DEM（東京大学生産技術研究所）※（ほか）
- ※CC BY-NC 4.0 と ODbL のデュアルライセンスで定義



CC BY と ODbLでは、ライセンスのカバー範囲が異なる。

CC BY：著作権に対するライセンス

ODbL：データベース権に対するライセンス

デュアルライセンスについて (3)

■ 著作権とデータベース権の違い

項目	概要	例
著作権	著作物に対する権利。創作性のない事実情報を単純に並べたものなどは対象外	<p>【該当する】</p> <ul style="list-style-type: none">「日本のIT業界に影響を与えた100人」というメタデータのデータベースがあり、独自の視点で100人を選んでいる場合統計データをもとに、表形式やグラフに加工してその意味するところをわかりやすく表現したもの写真、ビデオ、音楽、文章など <p>【該当しない】</p> <ul style="list-style-type: none">歴代首相の名前など、メタデータを就任順やあいうえお順で並べたもの発生順に蓄積された統計データ事実情報としての数値データの単なる羅列
データベース権	著作権でカバーされていない事実情報であっても、相応のコストを掛けて収集したデータ集合に一定の権利を認める	<p>【対象】</p> データベース



情報処理推進機構

出典：ODCライセンスのOpenStreetMapでの導入事例紹介 2013.11.1 IPA
Open Knowledge Foundation Japan OpenStreetMap Foundation Japan
事務局長 Georepublic Japan 東 修作/Shu Higashi(@higa4)
(<https://www.ipa.go.jp/files/000035470.pdf>)



国立研究開発法人科学技術振興機構

出典：OpenStreetMapの事例を通じて考えるオープンデータのライセンス設定 東 修作
(情報管理 6 June 2013vol.56 no.3)
(https://www.jstage.jst.go.jp/article/johokanri/56/3/56_140/_pdf/-char/ja)

■デュアルライセンス化の必要性

クリエイティブコモンズのライセンスは、創作物に対するライセンス

- 従来のGISデータは創作性が加味されたデータであったため、著作権により保護することが可能
 - 「道路」や「建物」などの地物データに対して、どのように色付けなどの表現を行うかなどの地図調整の部分を含めたデータであったため著作権による保護の対象として扱うことができた。

「事実データ」については、クリエイティブコモンズの著作権を適用できない

- デジタルツインや、オープンストリートマップなどのように、そこに建物があるという事実をただデータにしたものは、著作権の保護の対象となり得ない
 - 例えば、デジタルツインは、まさに都市という事実をデジタル化し、モデル化しただけであり、その作業そのものでは著作権は発生しない。
 - 著作性の情報が加味されないデータは、著作権という概念では守ることができないという課題が発生。

➡データベース権を用いることで、事実データを含む、著作性のないものに対して、知的財産権として保持することが可能

CC BY ライセンスでは、DRM（デジタル著作権管理）による管理をすることができない

- CC BYライセンスのコンテンツを、民間事業者等が自ら所有するコンテンツと組み合わせてDRM（デジタルコンテンツの著作権を管理するための技術）を利用することができない
 - CC BYライセンスのコンテンツは、DRMによるプロテクションや暗号化をすることができない。



創作性が加味されたデータに対する著作権としてのクリエイティブコモンズの「CC BY」ライセンスと、著作性のない事実データに対するデータベース権としてのオープンデータコモンズの「ODbL」ライセンスのデュアルライセンス化が必要

デュアルライセンスについて（5）

■デュアルライセンスによるオープンデータに与える影響

- デュアルライセンスの実施の有無にかかわらず、オープンデータ化自体は可能であり、誰もが利用でき、再利用・再配布可能かつ機械判読できるデータを無償で利用できることにより、様々な付加価値創出が期待。
- 一般的なオープンデータ化に伴うリスク（例：個人情報保護や他者への権利侵害など）は変わらないが、法益・権利保護の法体系が比較的明確なCC BYライセンスと比較すると提供者にとっての予見可能性が限定的

■デュアルライセンス化することのメリット・デメリット

関係者	メリット	デメリット
東京都（データ提供者）	<ul style="list-style-type: none">• デュアルライセンスにすることで、オープンデータの利活用を促進することができる• 都がオープンデータ化したコンテンツに対する、使用方法や著作等の扱いに関する問い合わせや、利用許諾に対する事務手続き等の対応の省力化が期待できる	<ul style="list-style-type: none">• 日本では「データベース権」がないため、デュアルライセンスにすることによる権利保護等の影響がどのようにおよぶのか不明（ODbLライセンスにより生じるリスクの有無、および、仮にリスクがあった際の影響が判明していない）
データ利用者	<ul style="list-style-type: none">• 民間事業者等は、安心して都がオープンデータ化したコンテンツを利用することができる• 都に対する利用許諾等に関する事務手続きが不要となる	<ul style="list-style-type: none">• デュアルライセンスにより、オープンデータの利用者は、用途に応じてライセンスを選択する必要が生じるため、どのライセンスに基づくべきか判断に迷う可能性がある

過去に争われたデータベースの著作権の例（1）

（a）職業別電話帳のデータ

【平成8（ワ）9325 平成12年3月17日 東京地方裁判所】

職業別電話帳のデータについて、検索利便性の観点から個々の職業を分類し、これらを階層的に積み重ねることにより、全職業を網羅して構成している点に独自の工夫が認められるとされ、著作物性が認められました。

第二 事案の概要

二 争点及び当事者の主張

1(一) タウンページデータベースがデータベースの著作物といえるかどうか

(中略)

第三 争点に対する判断

二 争点1(一)について

(中略)

(四) 前記一1の事実と右(一)ないし(三)の事実を総合すると、タウンページデータベースの職業分類体系は、検索の利便性の観点から、個々の職業を分類し、これらを階層的に積み重ねることによって、全職業を網羅するように構成されたものであり、原告独自の工夫が施されたものであって、これに類するものが存するとは認められないから、そのような職業分類体系によって電話番号情報を職業別に分類したタウンページデータベースは、全体として、体系的な構成によって創作性を有するデータベースの著作物であるといえることができる。

(出典：知的財産裁判例 平成8(ワ)9325 著作権 民事訴訟 平成12年3月17日 東京地方裁判所)

過去に争われたデータベースの著作権の例（2）

（b）新築分譲マンションの販売情報データベースの例

【平成 12年 (ワ) 9426号 データベース使用差止等請求事件】

当該データベースは、種々のテーブルを持ち、400に迫る多数のフィールド項目や多種多様な関連付けを持つ情報分類体系となっているとして、情報の選択と体系的な構成の両方で創作性を認めました。

第2 事案の概要

2 争点 （1）原告データベースが著作権法にいうデータベースの著作物に該当するか（争点1）

（中略）

第3 当裁判所の判断

1 争点1（原告データベースが著作権法にいうデータベースの著作物に該当するか）

（中略）

（2）（中略）すなわち、客観的にみて、原告データベースは、新築分譲マンション開発業者等が必要とする情報をコンピュータによって効率的に検索できるようにするために作成された、上記認定のとおりの膨大な規模の情報分類体系というべきであって、このような規模の情報分類体系を、情報の選択及び体系的構成としてありふれているということは到底できない。

（中略）したがって、原告データベースが含む構造（別紙図1）は、その情報の選択及び体系的構成の点において、著作権法12条の2にいうデータベースの著作物としての著作物性を認めるに足りる創作性を有するものと、認めることができる。

（出典：知的財産裁判例 平成12(ワ)9426 データベース使用差止等請求事件（中間判決） 著作権 民事訴訟
平成14年2月21日 東京地方裁判所）

過去に争われたデータベースの著作権の例（3）

（c）自動車整備業用システムの例

【平成8年（ワ）第10047号 損害賠償等請求事件】

古い自動車から順に並べたものであって、それ以上に何らの分類もされていないこと、他の業者の車両データベースにおいても、同様の構成を採用していることが認められるから、体系的な構成に創作性があるとは認められないとして、著作物性を否定しました。

第3 争点及び争点に対する当事者の主張

1 争点 （1）本件データベースの著作物性

（中略）

第4 争点に対する判断

1 争点(1)について

原告は、本件データベースにつき、対象となる自動車の選択、自動車に関する情報の選択及び体系的構成に創作性があると主張するので、以下検討する。

（中略）

(3) 証拠（甲12, 27, 乙58, 検甲4）と弁論の全趣旨によると、本件データベースは、型式指定－類別区分番号の古い自動車から順に、自動車のデータ項目を別紙「データ項目の分類及びその属性等」のと通りの順序で並べたものであって、それ以上に何らの分類もされていないこと、他の業者の車両データベースにおいても、型式指定－類別区分番号の古い順に並べた構成を採用していることが認められるから、本件データベースの体系的な構成に創作性があるとは認められない。

(4) 以上によると、本件データベースは、データベースの著作物として創作性を有するとは認められない。

（出典：知的財産裁判例 平成8(ワ)10047等 損害賠償等請求事件（中間判決）著作権 民事訴訟
平成13年5月25日 東京地方裁判所）

格納地物項目とアクセス権設定（案）（フルスペック版）

フルスペック版に含まれる地物項目を下記に設定

地物		定義する地物 適用対象	LOD				
			LOD0	LOD1	LOD2	LOD3	LOD4
建築物		広域で建物表現を行う場合	a	a	a	a	
	建築物部分	1つの建物が高層階と低層階に分かれているような場合		a	a	a	
	屋根	建物外形の細部が必要な場合			a	a	
	外壁	建物外形の細部が必要な場合			a	a	
	接地面	建物外形の細部が必要な場合			a	a	
	外部天井	建物外形の細部が必要な場合			a	a	
	外部床面	建物外形の細部が必要な場合			a	a	
	閉鎖面	建物外形の細部が必要な場合			a	a	
	建築物付属物	屋外の階段やバルコニー、ベランダデッキなど必要な場合			a	a	
	部屋	屋内空間の細部が必要な場合					a
	屋内設備	屋内空間の細部が必要な場合					a
	屋内付属物	屋内空間の細部が必要な場合					a
	階層	屋内空間の階層が必要な場合	a			a	a
	屋内ネットワーク	屋内ナビゲーションが必要な場合	a	a			
道路		道路構成の細部が不要な場合	a	a	a	a	
	通行区画	歩車道区分など、道路構成の細部が必要な場合		a	a	a	
	道路要素	舗装等の路面にかかわる情報が必要な場合	a				
	線形	平面線形、縦断線形等の細部が必要な場合	a				
	交通ネットワーク	屋外ナビゲーションが必要な場合	a	a			
橋梁				a	a	a	a
トンネル					a	a	a
都市設備		道路標識や信号機、デジタルサイネージ等の付属物が必要な場合		a	a	a	a
地下埋設物				a			
水部		水部及び洪水浸水想定区域、津波浸水想定区域		a			
植生	植生被覆	植生を固まりとして表現する場合		a	a	a	
	植樹	樹木1本ずつを表現する場合		a	a	a	
地形（起伏）				a			
	TIN	地形をTINで表現する場合		a			
行政区域				a			
都市計画区域				a			
区域区分/地域地区				a			
土地利用				a			
汎用都市オブジェクト		土砂災害警戒区域		a			
都市モデル		データ集合	a	a	a		

a : 公開可能

格納地物項目とアクセス権設定（案）（提供加工版）

提供加工版に含まれる地物項目を下記に設定

定義する地物			LOD				
地物	適用対象	LOD0	LOD1	LOD2	LOD3	LOD4	
建築物※4	広域で建物表現を行う場合	a	a	a※1	b		
建築物部分	1つの建物が高層階と低層階に分かれているような場合		a	a	b		
屋根	建物外形の細部が必要な場合			a	b		
外壁	建物外形の細部が必要な場合			a	b		
接地面	建物外形の細部が必要な場合			a	b		
外部天井	建物外形の細部が必要な場合			a	b		
外部床面	建物外形の細部が必要な場合			a	b		
閉鎖面	建物外形の細部が必要な場合			a	b		
建築物付属物	屋外の階段やバルコニー、ベランダデッキなど必要な場合			a	b		
部屋	屋内空間の細部が必要な場合					b	
屋内設備	屋内空間の細部が必要な場合					b	
屋内付属物	屋内空間の細部が必要な場合					b	
階層	屋内空間の階層が必要な場合	a			b	b	
屋内ネットワーク	屋内ナビゲーションが必要な場合	a	a				
道路	道路構成の細部が不要な場合	a	a	a	b		
通行区画	歩車道区分など、道路構成の細部が必要な場合		a	a	b		
道路要素	舗装等の路面にかかわる情報が必要な場合	a					
線形	平面線形、縦断線形等の細部が必要な場合	a					
交通ネットワーク	屋外ナビゲーションが必要な場合	a	a				
橋梁			a	a	b	b	
トンネル				a	b	b	
都市設備	道路標識や信号機、デジタルサイネージ等の付属物が必要な場合		a※2	a※2	b	b	
地下埋設物			a※3				
水部	水部及び洪水浸水想定区域、津波浸水想定区域		a				
植生	植生被覆		a	a	a		
	植樹		a	a	a		
地形（起伏）			a				
	TIN		a				
行政区域			a				
都市計画区域			a				
区域区分/地域地区			a				
土地利用			a				
汎用都市オブジェクト	土砂災害警戒区域		a				
都市モデル	データ集合	a	a	a			

a：公開可能
b：公開に配慮が必要

地物の詳細度が高くなるとセキュリティ/プライバシー/防衛の観点で注意が必要（アクセス権を“b”としている地物）

※1：LOD2でもテクスチャの解像度によっては公開に一定の配慮が必要。

※2：都市設備として、信号、電柱、街路灯、標識、郵便ポスト、ガードレール、配電盤、電話ボックス、ベンチ、バス停などが考えられるが信号や街路灯など、セキュリティに影響がある場合は、公開には一定の配慮が必要。

※3：市区町村やインフラ事業者が保有するデータから都市モデルを作成するため公開するには一定の配慮が必要。

※4：建築物に災害ハザード情報、都市計画情報、土地利用現況、建物現況調査の属性が含まれる。情報の正確性や公表による影響については配慮が必要。

格納地物項目とアクセス権設定（案）（オープンデータ版）

オープンデータ版に含まれる地物項目を下記に設定

地物		定義する地物 適用対象	LOD				
			LOD0	LOD1	LOD2	LOD3	LOD4
建築物※4		広域で建物表現を行う場合	a	a	a※1		
	建築物部分	1つの建物が高層階と低層階に分かれているような場合		a	a		
	屋根	建物外形の細部が必要な場合			a		
	外壁	建物外形の細部が必要な場合			a		
	接地面	建物外形の細部が必要な場合			a		
	外部天井	建物外形の細部が必要な場合			a		
	外部床面	建物外形の細部が必要な場合			a		
	閉鎖面	建物外形の細部が必要な場合			a		
	建築物付属物	屋外の階段やバルコニー、ベストリアンデッキなど必要な場合			a		
	部屋	屋内空間の細部が必要な場合					
	屋内設備	屋内空間の細部が必要な場合					
	屋内付属物	屋内空間の細部が必要な場合					
	階層	屋内空間の階層が必要な場合	a				
	屋内ネットワーク	屋内ナビゲーションが必要な場合	a	a			
道路		道路構成の細部が不要な場合	a	a	a		
	通行区画	歩車道区分など、道路構成の細部が必要な場合		a	a		
	道路要素	舗装等の路面にかかわる情報が必要な場合	a				
	線形	平面線形、縦断線形等の細部が必要な場合	a				
	交通ネットワーク	屋外ナビゲーションが必要な場合	a	a			
橋梁				a	a		
トンネル					a		
都市設備		道路標識や信号機、デジタルサイネージ等の付属物が必要な場合		a※2	a※2	a※2	a※2
地下埋設物				a※3			
水部		水部及び洪水浸水想定区域、津波浸水想定区域		a			
植生	植生被覆	植生を固まりとして表現する場合		a	a	a	
	植樹	樹木1本ずつを表現する場合		a	a	a	
地形（起伏）				a			
	TIN	地形をTINで表現する場合		a			
行政区域				a			
都市計画区域				a			
区域区分/地域地区				a			
土地利用				a			
汎用都市オブジェクト		土砂災害警戒区域		a			
都市モデル		データ集合	a	a	a		

a：公開可能

※1：LOD2でもテクスチャの解像度によっては公開に一定の配慮が必要。

※2：都市設備として、信号、電柱、街路灯、標識、郵便ポスト、ガードレール、配電盤、電話ボックス、ベンチ、バス停などが考えられるが信号や街路灯など、セキュリティに影響がある場合は、公開には一定の配慮が必要。

※3：市区町村やインフラ事業者が保有するデータから都市モデルを作成するため公開するには一定の配慮が必要。

※4：建築物に災害ハザード情報、都市計画情報、土地利用現況、建物現況調査の属性が含まれる。情報の正確性や公表による影響については配慮が必要。

属性データの格納項目とアクセス権設定 (案) ①

建築物に含まれる属性データを下記に設定

定義する属性				
属性データ		フルスペック版	提供加工版	オープンデータ版
災害ハザード情報				
	土砂災害警戒区域 (国土交通省) 区域区分、現象区分	a	b	
	洪水浸水想定区域 (国土交通省、東京都) 浸水深、浸水ランク、継続時間	a	b	
	津波浸水想定区域 (東京都) 浸水深、浸水ランク	a	b	
都市計画情報				
	用途区域	a	a	a
	高度地区	a	a	a
	防火及び準防火地域	a	b	
	地区計画	a	b	
土地利用現況				
	矩形	a	a	a
	図形面積	a	a	a
	土地利用分類	a	b	
	土地利用細分類	a	b	
	区市町村コード	a	a	a
	大字・町コード	a	a	a
	町・丁目コード	a	a	a
	13+区市町村コード+大字・町コード+町・丁目コード	a	a	a
	区市町村名称	a	a	a
	町丁目名称	a	a	a
	変化の有無	a	b	
	過年度修正の有無	a	b	

a : 公開可能
b : 公開に配慮が必要

情報の確からしさや、公表されることによる影響が想定される属性データはセキュリティ/プライバシーの観点で注意が必要
(アクセス権を“b”としている属性)

属性データの格納項目とアクセス権設定（案）②

建築物に含まれる属性データを下記に設定

定義する属性 属性データ		フルスペック版	提供加工版	オープンデータ版
建物現況				
矩形		a	a	a
図形面積		a	a	a
建物地上階数		a	b	
建物地下階数		a	b	
建物構造		a	b	
建物用途分類		a	b	
延べ面積換算コード		a	b	
建物用途細分類		a	b	
延べ面積換算係数		a	b	
区市町村コード		a	a	a
大字・町コード		a	a	a
町・丁目コード		a	a	a
13+区市町村コード+大字・町コード+町・丁目コード		a	a	a
区市町村名称		a	a	
町丁目名称		a	a	
変化の有無		a	b	
過年度修正の有無		a	b	
調整事項		a	b	
説明注記		a	b	

a : 公開可能
b : 公開に配慮が必要

情報の確からしさや、公表されることによる影響が想定される属性データはセキュリティ/プライバシーの観点で注意が必要
(アクセス権を“b”としている属性)